

平成27年4月1日からの 機構改革について

平成17年の合併以後、これまでも行財政改革を進めてきておりますが、平成27年度から普通交付税の合併算定替えが終了するなど、厳しい財政状況が続く中、今後さらに組織機構をスリム化していく必要があると考えております。

一方、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して、国においては平成26年9月5日に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置されました。本町においても地方創生に積極的な取り組みを行うため、町長を本部長とした「大山町地方創生本部」において取り組みを進めます。

以上のような観点から、平成27年度においては、現行の組織機構について一部変更を行うことといたしました。

【人事異動】

観光商工課長兼大山町地域創生本部事務局長
(観光商工課長) 福留弘明
(平成27年1月20日付)

【変更内容】

- ①各支所の総合窓口課は、支所の課の室といたします。
中山支所 地籍調査課総合窓口室
大山支所 建設課総合窓口室
- ②人権推進課の業務は社会教育課と税務課滞納対策室に分け、社会教育課は、人権・社会教育課といたします。
なお、人権関係業務は、人権交流センターに設置する人権推進室で行います。
- ③学校教育課と幼児教育課は統合し、幼児・学校教育課といたします。
- ④町民の健康増進、健康管理の増進を図り、医療費低減を図る意識を明確にするため、保健課の名称は健康対策課といたします。
- ⑤地方創生に取り組むため「大山町地方創生本部」の体制を整えます。

分庁舎にある水道課は4月1日から名和本庁舎の1階に移転します。

◆問い合わせ先 総務課 ☎0859-54-5201

国民年金の

加入方法

国民年金は誰もが加入する制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

・第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の方などで、加入手続きはご自分で住所地の役場の国民年金担当窓口で行います。

・第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方で、加入手続きは勤務先が行います。

・第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

国民年金保険料は

口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になります。口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6ヵ月前納・1年度前納・2年度前納もあり大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

◆問い合わせ先

米子年金事務所

☎0859・34・6111

役場本庁住民生活課

☎0859・54・5210

大山支所総合窓口課

☎0859・53・3311

中山支所総合窓口課

☎0858・58・6114